

ねんきん「コーナー」

社会保険料(国民年金保険料) 控除証明書が発行されます
～年末調整・確定申告まで大切に保管を～

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において、全額が社会保険料控除の対象となります。

社会保険控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。このため、平成30年1月1日から10月1日までの間に国民年金保険料を

納付された方へ、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」を11月上旬に日本年金機構本部から送付する予定としていますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書(または、領収書)を添付してください。ただし、9月下旬から10月上旬にかけてコンビニエンスストアで保険料を納付された方は、11月中旬に「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」を送付する予定としていますので、ご了承ください。

また、10月2日から12月31日までの間に今年初めて国民年金保険

料を納付された方については、翌年の2月上旬に送付する予定としています。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、納付された方の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」についての照会は、左記の電話番号にお問い合わせください。(送付される控除証明書ハガキにも表示されています。)

◆問い合わせ先

年金加入者ダイヤル
 (ナビダイヤル)

☎0570-0003-004

(050から始まる電話からは)

☎03-6630-2525

◆受付期間

11月1日(木)

～平成31年3月15日(金)

◆受付時間

月～金曜日

午前8時30分～午後7時

・第2土曜日

午前9時～午後5時

・祝日(第2土曜日を除く)

12月29日～1月3日はご利用いただけません。

※ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外(携帯電話など)からおかけになる場合は通常料金がかかります。

※「03-6630-2525」の電話番号におかけになる場合は、通常料金がかかります。

※「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。

○そのほか年金に関するお問い合わせ
 本庁 住民課 住基戸籍係

☎43-2800

佐賀支所 地域住民課 総合窓口第2係

☎55-3701

日本年金機構 幡多年金事務所

☎34-1616

乳がん・子宮頸がん検診の無料クーポン対象者のみなさまへ

黒潮町では、がん検診受診機会の拡大による検診受診率向上および早期発見の推進を図ることに、がんの死亡率を減少させることを目的に、対象者に無料クーポン券を発送しています。

対象者は、次のとおりです。

【乳】 今年度で41歳の女性
 【子宮】 今年度で21歳の女性

◆検診はお済みですか

平成31年2月28日まで受診できません。「平日に仕事の都合がつかない」などで受診をあきらめていた方も、土日に個別検診が受けられる医療機関がありますので、ぜひ受診してください。

(※個別検診は、クーポン対象者以外は受診できません。また、受診に際してはクーポン券と受診票が必要です。)

○お問い合わせ

☎43-2836

本庁 健康福祉課 保健衛生係

☎55-7373

佐賀支所 地域住民課 保健センター

☎55-7373